**自社製品取付業務に関する誓約書**

この度、当社（以下、「甲」といいます）は、お客様（以下、「乙」といいます）よりご依頼いただいた当社製品（以下、「自社製品」といいます）の取付作業（以下、「本作業」といいます）を有償にて実施するにあたり、下の条件に基づき誓約いたします。

**第1条（自社製品の責任及び保証）**

甲は、自社製品について製造上の欠陥がないことを保証します。ただし、保証内容は甲が別途定める保証規定（本日より1年間）に従うものとします。万一、保証期間内に製品の不具合が発生した場合には脱着工賃は無償としますが、交通費とその他費用は乙の負担とします。取付後の使用方法や環境に起因する不具合について、取付後1年間の製品への保証期間を有しますが、取付後の車両への保証は甲は負わないものとします。

**第2条（本作業に関する免責事項）**

本作業中及び本作業後、車両に発生した故障、損傷、不具合について、甲は一切の保証および賠償責任を負わないものとします。ただし、甲の重大な過失が原因である場合を除きます。本作業によって車両の既存保証（メーカー保証）が無効になる可能性がある場合、乙がそのリスクを承諾したものとします。

**第3条（工賃及び支払い条件）**

事前に甲が概算金額を提示し、乙が承諾した金額を乙が支払うものとします。

取付工賃の料金は下記の通りとします。

製品１つに対し一律7,000円とします。２つ以上の場合には取付場所により追加料金が発生するものとします。支払いは本作業完了時に現金支払いのみとします。

**第4条（作業中止について）**

自社製品が適合しない、または本作業を継続することで車両に重大な影響が及ぶ可能性があると甲が判断した場合、甲は本作業を中止する権利を有します。

他社製品取付にあたり自社製品の機能が損なわれる場合には、乙の判断により他社製品を取り外し自社製品を取付するものとする。この場合乙が承諾できない場合には作業中止とし、乙が承諾した金額を乙が支払うものとします。乙が他社製品取外し承諾後に作業で発生した工賃（他社製品取外し）については別途乙が負担するものとします。

**第5条（万一の事故について）**

本作業中の甲の重大な過失により発生した事故について、甲は法律の範囲内で責任を負うものとします。ただし、軽微なミスや不可抗力による損害については免責されるものとします。本作業後に発生した車両の不具合や事故について、甲は一切責任を負わないものとします。本作業前後において甲、乙立ち合いの元で現状確認（傷の有無）を行い確認後のクレームは受け付けないものとする。

**第6条（その他）**

乙は、本誓約書の内容を十分に理解し、承諾した上で本作業を依頼するものとします。本誓約書に関して紛争が生じた場合、日本国法を準拠法とし、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。以上、本誓約書の内容について甲、乙間で確認のうえ、署名をもって合意したことを証するものとします。